

会議案第 8 号

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に関する意見書提出の件

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成 19 年 6 月 19 日提出

芽室町議会総務常任委員会
委員長 広瀬重雄

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に関する意見書

「地方財政再建促進特別措置法」に代わる新たな自治体財政再建法として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、第 166 通常国会で制定した。

この法律は、自治体財政の健全性に関する比率を公表し、健全化を図るための計画を策定する制度を定めるもので、地方公共団体が毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告し、公表するとしている。

しかし、連結実質赤字比率の算定では、一般会計の他に国民健康保険会計や介護保険会計、下水道会計などの特別会計、水道事業会計や病院事業会計などの公営企業会計の赤字額も算入される。

また、将来負担比率では、地方債の現在高に加えて、全職員が退職した場合を想定して退職手当金等が自治体の負債として算入される。

つきましては、今回の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行にあたり、次の事項を強く要望する。

記

- 1 病院事業会計は、恒常的な赤字が続いている道内の自治体病院が多く、その経営状況は悪化している。政府においては、地域医療を担う自治体病院に対する財政措置の拡充及び医師確保対策を十分にはかること。
- 2 国民健康保険会計や下水道会計は、地域の実情等により赤字脱却の困難性から、連結決算に算入する場合は、地方自治体の現状を十分に考慮すること。
- 3 将来負担比率に算入される退職手当金については、全職員の退職を想定するなど、非現実的なことであり、算定の際に慎重に考慮すること。
- 4 自治体財政の根幹である地方交付税制度を堅持し、交付税総額の安定的確保をはかり、地方交付税制度の財源保障機能及び財政調整機能の堅持、自治体の安定的財政運営を実現する一般財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 6 月 19 日

北海道芽室町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

殿

総務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官